

令和8年度

予算附属資料

相楽広域行政組合

令和8年度 相楽広域行政組合予算の概要

1. 一般会計予算

(1) 歳入

単位：千円

区 分	令和8年度		令和7年度		前年度対比	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
	(A)	(%)	(B)	(%)	(A) - (B) (C)	(C) / (B) (%)
分担金	336,037	48.4	239,993	55.4	96,044	40.0
負担金	59,789	8.6	57,303	13.2	2,486	4.3
衛生手数料	15,794	2.3	15,361	3.6	433	2.8
診療報酬収入	7,100	1.0	11,999	2.8	△ 4,899	△ 40.8
府支出金	4,475	0.7	4,184	1.0	291	7.0
繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入	204	0.0	2	0.0	202	10,100.0
組合債	271,600	39.0	104,157	24.0	167,443	160.8
歳入合計	695,000	100.0	433,000	100.0	262,000	60.5

(2) 歳出

単位：千円

区 分	令和8年度		令和7年度		前年度対比	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
	(A)	(%)	(B)	(%)	(A) - (B) (C)	(C) / (B) (%)
議会費	426	0.1	426	0.0	0	0.0
理事会費	280	0.0	280	0.1	0	0.0
一般管理費	39,852	5.7	36,898	8.5	2,954	8.0
相楽会館費	0	0.0	221	0.1	△ 221	皆減
公平委員会費	32	0.0	32	0.0	0	0.0
相楽会館建替経費	391,750	56.4	150,100	34.7	241,650	161.0
監査委員費	28	0.0	28	0.0	0	0.0
休日応急診療費	19,697	2.8	21,512	5.0	△ 1,815	△ 8.4
し尿処理費	226,226	32.6	207,019	47.8	19,207	9.3
商工総務費	15,871	2.3	15,516	3.6	355	2.3
予備費	838	0.1	968	0.2	△ 130	△ 13.4
歳出合計	695,000	100.0	433,000	100.0	262,000	60.5

各事業の概要説明

(単位：千円)

款項目	1 議会費		1 議会費		1 議会費	
事業名	議会運営費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	426	0	0	0	0	426
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	11
426	0	0	426			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条各号にかかる共通業務 ・地方自治法第292条において準用する同法第89条に基づく組合の議会として、議員及び議会活動を保障するため、法律・条例・規則等に定められた議会運営にかかる経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数：14人(木津川市5人、笠置町2人、和束町2人、精華町3人、南山城村2人) ・選出方法：構成市町村議会で議会議員のうちから選挙により選出 ・任期：構成市町村議会の議員任期 ・報酬(年額)：議長36,000円、副議長30,000円、議員24,000円×12人 ・会議開会：定例会は毎年2回(11月・2月)、臨時会は必要に応じて招集(2回予定)、議会運営委員会は定例会・臨時会の開会前(4回予定) ※令和7年度：定例会2回(11月27日・2月25日)、臨時会1回(6月5日)、議会運営委員会3回(4月24日・11月19日・2月17日) ※令和8年度：定例会2回、臨時会1回、全員協議会1回、議会運営委員会3回(予定) (報酬355、旅費41、交際費30)					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月下旬に新庁舎建設工事契約を上程するため、臨時議会を開催予定。 ・令和8年3月に南山城村議会議員選挙が執行されることに伴う本組合議会議員の改選。 ・令和8年10月に笠置町議会議員選挙が執行されることに伴う本組合議会議員の改選。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	400	381	426	426	
	うち一財充当	400	381	426	426	

(単位：千円)

款項目	2 総務費	1 総務管理費	1 理事会費			
事業名	理事会運営費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	280	0	0	0	0	280
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	11
	280	0	0	280		
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称			財源充当金額	
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条各号にかかる共通業務 ・地方自治法第287条の3第2項に基づく規約第8条に規定の理事会として、組合運営の方針等を審議するための運営にかかる経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・理事:5人(木津川市長、笠置町長、和束町長、精華町長、南山城村長) ・代表理事:理事の互選により選出(精華町長)、理事申し合わせにより任期2年(現在、令和7年11月1日～令和9年10月31日) ・任期:市町村長の任期 ・報酬(年額):代表理事60,000円、理事48,000円×4人 ・開催:定例理事会は年6回(4月・8月・10月・11月・1月・2月)、臨時理事会は必要に応じて開催(2回予定)、本圏域における広域的課題解決のため新年度京都府予算編成にかかる京都府知事等への要望活動も実施(10月上旬予定) ※令和7年度:定例理事会6回(4月22日・8月18日・10月20日・11月27日・1月19日・2月25日)、臨時理事会1回(6月5日)、要望活動(令和7年12月12日) ※令和8年度:定例理事会6回(予定)、臨時理事会1回(予定)、要望活動(令和8年10月上旬予定) <p>(報酬252、旅費28)</p>					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会審議事項のうち一般的事項については、理事会からの指示により幹事会(規約第11条第5項、構成市町村企画担当課長で構成)で事前協議を行い、理事会決定の円滑化を推進(平成25年度～)。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	267	270	280	280	
	うち一財充当	267	270	280	280	

(単位：千円)

款項目	2 総務費	1 総務管理費	2 一般管理費			
事業名	事務局運営共通費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	39,852	0	0	0	0	39,852
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	11~13
36,898	2,954	0	39,852			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条各号にかかる共通業務 ・規約第11条に規定の事務局として、組合が共同処理する事務の推進にかかる一般事務経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制:6人(一般職員3人、会計年度任用職員3人) ・情報公開・個人情報保護審査会設置:委員5人(2回予定):令和8年6月19日任期満了 ・組合事務局として各種組合業務を統括管理し推進 ・改正行政不服審査法の施行による各種対応 (報酬3,311、給料9,105、職員手当等9,810、共済費3,690、旅費68、交際費30、需用費1,364、役務費784、委託料2,023、使用料1,396、負担金8,264、公課費7)					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・共同処理の各種業務を円滑に推進するため、業務ごとの構成市町村担当課長会議を必要に応じて開催。 ・情報公開・個人情報保護審査会委員の任期満了(令和8年6月19日)に伴う手続きの実施。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	35,339	37,732	36,898	39,852	
	うち一財充当	35,332	37,724	36,898	39,852	

(単位：千円)

款項目	2 総務費		1 総務管理費		3 相楽会館費	
事業名	相楽会館管理運営経費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	0	0	0	0	0	0
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	13
	221	△ 221	0	0		
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条第2号の相楽会館施設事務 ・相楽地区広域市町村圏による広域連携の一環として、住民の福祉の増進と生活の維持向上を図るため、昭和50年に設置した福祉センター相楽会館の管理運営経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センター相楽会館：鉄筋コンクリート造2階建、延895㎡、昭和50年8月設置開館 ・令和6年3月31日をもって、貸館業務を終了 					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・相楽会館の建替えのため、令和8年度の予算計上はなし。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	4,108	12,149	221	0	
	うち一財充当	3,974	12,149	221	0	

(単位：千円)

款項目	2 総務費		1 総務管理費		4 公平委員会費	
事業名	公平委員会運営費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	32	0	0	0	0	32
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	13
32	0	0	32			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条各号にかかる共通業務 ・地方自治法第292条において準用する同法第180条の5第1項第3号に基づく組合の公平委員会として、その運営にかかる経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公平委員会委員:3人(1人、任期:令和8年12月18日、任期:令和10年3月27日 1人、任期:令和11年12月26日) ・選出:地方公務員法第9条の2第2項により組合議会の同意を得て理事会が選任 ・任期:4年 ・開催:毎年度1回 ・報酬(年額):委員長9,600円、委員7,200円×2人 ※令和7年度:1回(令和8年3月10日) ※令和8年度:1回(令和9年3月上旬予定) (報酬24、旅費8)					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・委員3人のうち委員1人の任期が令和8年12月18日までのため、令和8年11月定例議会で選任同意議案を上程の予定。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	32	32	32	32	
	うち一財充当	32	32	32	32	

(単位：千円)

款項目	2 総務費	1 総務管理費	5 相楽会館建替事業費			
事業名	相楽会館建替事業経費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	391,750	0	0	271,600	0	120,150
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	13~15
150,100	241,650	391,750	0			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
	地方債	一般単独事業債				271,600
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条第2号の相楽会館の建替経費 ・相楽地区広域市町村圏による広域連携の一環として、住民の福祉の増進と生活の維持向上を図るため、昭和50年に設置した福祉センター相楽会館の管理運営経費 ・相楽会館の建替に伴う建替経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設工事請負 ・新庁舎建設工事監理業務 ・新庁舎建設工事監理支援業務 ・新庁舎用備品購入 ・仮移転先から新庁舎への引越 ・新庁舎竣工式開催業務 ・事務補助職員1人(会計年度任用職員) (報酬1,289、職員手当等675、共済費361、需用費141、役務費168、委託料20,261、使用料及び賃貸料1,127、工事請負費357,676、備品購入費7,486、償還金利子及び割引料2,566)					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・相楽会館の建替に向け、新庁舎建設工事の入札業務をはじめ、新庁舎建設工事期間中の監理を適正に実施。 ・令和9年度からの新庁舎での業務実施のため、住民サービスが低下しないよう仮移転先（木津総合庁舎、木津保健センター、そうらく衛生センター）からの各種業務の円滑な移行。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	—	—	150,100	391,750	
	うち一財充当	—	—	45,943	120,150	

(単位：千円)

款項目	2 総務費		2 監査委員費		1 監査委員費	
事業名	監査委員運営費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	28	0	0	0	0	28
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	15
28	0	0	28			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条各号にかかる共通業務 ・地方自治法第292条において準用する同法第180条の5第1項第4号に基づく組合の監査委員として、その運営にかかる経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員:2人(識見を有する者1人、議員のうちから1人、(任期:議員の任期)) ・選出:組合規約第10条第2項により組合議会の同意を得て理事会が選任 ・任期:識見を有する者4年、議員は議員の任期 ・報酬(年額):識見を有する者12,000円、議員9,600円 ・決算審査:地方自治法第233条第2項により毎年10月上旬に実施 ・例月出納検査:地方自治法第235条第1項により毎月実施(書類検査) ※令和7年度:決算審査(令和7年10月15日) ※令和7年度:決算審査(令和8年10月上旬予定) (報酬22、旅費6)					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員による職務遂行を通じて、監査委員制度の趣旨である組合業務が法令に準拠して行われ、不当を排除し、効果的・合理的・効率的な事務事業の執行を図る。 ・委員報酬について、構成市町村及び近隣の一部事務組合の状況を鑑みて、適正な報酬金額となるよう調査・研究を進める。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	24	25	28	28	
	うち一財充当	24	25	28	28	

(単位：千円)

款項目	3 衛生費	1 保健衛生費	1 休日応急診療費			
事業名	休日応急診療所運営経費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	19,697	0	0	0	7,100	12,597
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	16~17
21,512	△ 1,815	0	19,697			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
	その他	診療報酬収入				7,100
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条第6号の休日応急診療所事務 ・相楽休日応急診療所の運営にかかる経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相楽休日応急診療所:医療法第1条の5第2項の診療所として平成24年6月1日、相楽会館内に設置、令和7年4月6日から木津川市木津保健センターへ仮移転 ・施設:診察室1室、待合室、受付・薬局 ・診療:内科・小児科、日・祝・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)計71日、9時～13時 ・体制:医師1人(一般社団法人相楽医師会出務医師数30人より)、薬剤師1人(相楽薬剤師会18人より)、看護師2人(会計年度任用職員16人より)、医療事務1人(年末年始:2人)(民間委託)、管理事務2人(会計年度任用職員6人より) ・事務補助職員1人(会計年度任用職員) ・相楽休日応急診療所運営委員会設置:委員13人(2回予定) ・二次後送病院:京都山城総合医療センター ※令和6年度:受診者数1,099人(内科724人、小児科375人) ※令和7年度:受診者数618人(内科393人、小児科225人)令和7年12月まで <p>(報酬4,180、職員手当等202、報償費6,572、需用費4,131、役務費436、委託料4,097、負担金78、償還金1)</p>					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市町村との連携により、広報紙やホームページ等での広報活動を引き続き進めていく必要がある。 ・運営には医師会などの関係機関の協力が不可欠なため、連携を深めて運営の円滑化に努めていくとともに、二次後送病院である京都山城総合医療センターとも連携も密にし、一次救急、二次救急のすみ分けを図っていく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染の予防の観点から、令和3年12月から発熱患者の時間的分離をするため、当日電話予約制としており、「5類」引き下げ後についても、同様の対応としている。 ・相楽会館建替えに伴う新庁舎への移転を円滑に進める。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	27,269	23,203	21,512	19,697	
	うち一財充当	1,508	9,353	9,513	12,597	

(単位：千円)

款項目	3 衛生費	2 清掃費	1 し尿処理費			
事業名	し尿収集運搬経費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	59,972	0	0	0	59,789	183
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	17~18
57,475	2,497	106	59,866			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
	その他	し尿処理手数料負担金				59,789
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条第3号のし尿処理施設事務及び同第4号の浄化槽清掃業等許可事務 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物のうちのし尿に関し、同法第6条の2第2項に基づく収集及び運搬の委託にかかる経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集運搬の委託:5者(株)クリーンサービス山城、(株)相楽清掃、(有)フシミ、相楽商事、大和清掃) ・浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業の許可:7者(株)クリーンサービス山城、(株)相楽清掃、(有)フシミ、相楽商事、大和清掃、城南衛生(株)、平安衛生開発(株) ・し尿収集対象人口:4,620人(令和6年度末) ・浄化槽清掃対象人口:9,598人(令和6年度末) ・し尿処理手数料:143円/10ℓ(令和7年10月1日～) ・し尿収集運搬業務委託料:143円/10ℓ(令和7年10月1日～) ・し尿搬入量(見込み):4,090kℓ ・浄化槽汚泥搬入量(見込み):7,909kℓ 計11,999kℓ(見込み) ・不用し尿くみ取り券の返還(還付):平成23年3月までに売捌いたし尿くみ取り券(組合券)で不用分の返還(還付)の事務を構成市町村に委託 ※令和6年度:し尿4,258.02kℓ、浄化槽汚泥7,962.26kℓ、計12,220.28kℓ ※令和7年度:し尿4,090kℓ、浄化槽汚泥7,909kℓ、計11,999kℓ(見込み) <p>(需用費:77、委託料59,789、償還金106)</p>					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の普及等により収集量が年々減少し、委託業者の経営も非効率化してきていることから、さらなる下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化の検討が必要となってきている。 ・仮設トイレの基本料金の創設に向けて、衛生主管課長での協議を踏まえ令和8年11月の組合議会全員協議会で説明、令和9年2月組合議会定例会で条例改正案の上程を予定。 ・浄化槽汚泥投入手数料の改定等について、引き続き検討を進める。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	55,204	54,531	57,475	59,972	
	うち一財充当	20	28	172	183	

(単位：千円)

款項目	3 衛生費	2 清掃費	1 し尿処理費			
事業名	そうらく衛生センター（し尿処理施設）運営経費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	166,254	0	0	0	15,794	150,460
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	17~18
149,544	16,710	4,712	161,542			

主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称	財源充当金額
	その他	浄化槽汚泥投入手数料	15,794

事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条第3号のし尿処理施設事務及び同第4号の浄化槽清掃業等許可事務 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物のうちのし尿に関し、同法第6条の2第1項に基づく処理として、そうらく衛生センターの運営にかかる経費
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設:そうらく衛生センター(中間処理施設)、処理能力54.1k1/日、施設運転維持管理は長期包括的運営業務委託 ・最終処分:脱水汚泥は三重中央開発株式会社、大栄環境株式会社(三重県)へ焼却(サーマルリサイクル)又はメタン発酵(96台、300t予定)、し渣は三重中央開発株式会社(三重県)へ焼却処分(7台、7t予定)、清掃汚泥は八光海運株式会社し尿処理施設(兵庫県養父市)へ運搬処分(80t予定) ・施設各種分析検査:水質分析は放流水を年24回(全項目12回、全窒素・全りん24回)、し尿・浄化槽汚泥・混合し尿を年4回 ・長期包括的運営業務モニタリング業務 <p>(役務費221、委託料165,729、負担金304)</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度から3か年の長期包括的運営業務の2期目となるが、引き続き適正な運転管理がなされているかのモニタリングを併せて実施 ・環境施設のうち、し尿処理施設の次代のあり方について検討を進める。

事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)
	事業費	143,319	147,622	149,544	166,254
	うち一財充当	126,973	131,557	134,183	150,460

(単位：千円)

款項目	4 商工費	1 商工費	1 商工総務費			
事業名	消費生活センター運営経費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	15,871	0	4,475	0	0	11,396
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	18~19
15,516	355	0	15,871			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
	府支出金	京都府消費者行政活性化事業費補助金				4,475
事業目的 及び根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・規約第3条第5号の消費生活センター事務 ・消費者安全法第10条第2項に基づく相楽消費生活センターの設置運営にかかる経費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制：センター長(事務局長兼務)、会計年度任用職員(消費生活相談員3人)(相談：週4日勤務1人、週3.5日1人、教育・啓発：週4日勤務1人) 1.消費生活相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応：センターにおいて来庁や電話などにより対応、毎週月～金曜日(祝日除く)午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)、令和7年4月28日から京都府木津総合庁舎へ仮移転(令和9年3月まで) ・各種会議、研修などへの参加 2.消費者教育・啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)学校教育における消費者教育の推進(消費生活教育講座) <ul style="list-style-type: none"> ・授業において、外部講師として消費生活相談員を派遣し、学校教育での支援を行う。オンラインによる授業の導入に向けた取組 (2)高齢者と日常的に接している方々による見守り体制づくりへの支援 (3)消費生活講座 (4)消費生活出前講座：圏域内団体等が開催する会合等に出向いて行う(20回程度) (5)消費者月間事業：消費者月間に合わせ、消費者啓発事業「消費生活フェスタ(2026)」を南山城村内で開催(4月19日) 3.消費生活情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> (1)センターPRのための啓発資材(ボールペン、メモ帳)の作成、配付 (2)ホームページによる情報発信 (3)構成市町村等広報誌掲載による啓発 <p>※令和6年度：相談件数572件、消費生活出前講座17団体・454人、消費生活教育講座8校(48回)・1,606人(小学校5校18クラス・528人、中学校3校30クラス・1,078人)、見守りネットワーク1団体(2回)・50人 ※令和7年度：相談件数583件(令和7年12月まで)、消費生活出前講座19団体・511人(予定含む)、消費生活教育講座12校・1,726人(小学校6校25回・765人、中学校4校25回・920人、教職員向け2回・41人)、見守りネットワーク1団体(2回)・50人(予定含む)</p> <p>(報酬7,895、職員手当等4,434、共済費2,003、報償費35、旅費189、需用費767、役務費287、委託料24、使用料191、負担金46)</p>					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活での様々な問題に対応していけるよう、引き続き関係機関との連携強化による積極的な啓発による利用促進を進めていく。 ・成年年齢引下げに関する消費者被害の未然防止のための消費者教育に取り組む。 ・令和8年度以降も、京都府からの補助金が継続となったが、効率効果的な運営体制について引き続き検討を進める。 ・相楽会館建替えに伴う仮移転先からの移転(引越し)を円滑に進める。 					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	13,364	15,195	15,516	15,871	
	うち一財充当	9,969	11,238	11,332	11,396	

(単位：千円)

款項目	5 予備費	1 予備費	1 予備費			
事業名	予備費					
事業費 予算額 の概要	今年度予算額	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源
	838	0	0	0	0	838
	前年度予算額	増減額	臨時的経費	経常的経費	予算書 説明頁	20
968	△ 130	838	0			
主な 特定財源 の内訳	種別	特定財源名称				財源充当金額
事業目的 及び根拠	・ 地方自治法第217条の予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための予備費					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備費 ・ 予見できない歳出予算の不足に備え予備費を計上する。 (予備費838)					
特記事項	・ 歳出予算の0.12%程度を計上					
事業費 の推移		R5(実績)	R6(実績)	R7(予算)	R8(当初予算)	
	事業費	—	—	968	838	
	うち一財充当	—	—	968	838	

分 担 金 等 資 料

令和8年度 分担金一覧表

単位:千円

種別 市町村名	連絡調整	相楽会館	建替経費	し尿処理	し尿処理 (特例(収支不足分))
木津川市	415	375	61,416	93,477	30
笠置町	415	375	7,544	16,726	0
和束町	415	374	12,104	23,012	10
精華町	415	374	28,935	14,110	66
南山城村	414	374	10,151	23,935	0
合計	2,074	1,872	120,150	171,260	106
種別 市町村名	消費生活 センター	休日応急 診療所	市町村分担金合計		
				構成比 %	
木津川市	8,956	10,649	175,318	52.2	
笠置町	1,733	1,742	28,535	8.5	
和束町	1,942	1,956	39,813	11.8	
精華町	5,174	4,698	53,772	16.0	
南山城村	1,882	1,843	38,599	11.5	
合計	19,687	20,888	336,037	100.0	

令和8年度 分担金一覧表 (参考)

単位:千円

種別 市町村名	連絡調整	相楽会館	建替経費		し尿処理	し尿処理 (特例(収支 不足分))	
			うち、組合起債分	R8納付必要額			
木津川市	415	375	237,292	175,876	61,416	93,477	30
笠置町	415	375	10,804	3,260	7,544	16,726	0
和束町	415	374	17,334	5,230	12,104	23,012	10
精華町	415	374	111,782	82,847	28,935	14,110	66
南山城村	414	374	14,538	4,387	10,151	23,935	0
合計	2,074	1,872	391,750	271,600	120,150	171,260	106
種別 市町村名	消費生活 センター	休日応急 診療所	市町村 分担金合計	R8起債額	R8分担金納付金額		
						構成比 %	
木津川市	8,956	10,649	351,194	175,876	175,318	52.2	
笠置町	1,733	1,742	31,795	3,260	28,535	8.5	
和束町	1,942	1,956	45,043	5,230	39,813	11.8	
精華町	5,174	4,698	136,619	82,847	53,772	16.0	
南山城村	1,882	1,843	42,986	4,387	38,599	11.5	
合計	19,687	20,888	607,637	271,600	336,037	100.0	

令和8年度 規約第3条 (1) 連絡調整市町村分担金割当表

区分 市町村名	固定的経費			小計	運営的経費	合計
	共通経費分	直接経費分			人口割 100%	
	市町村割 100%	人口割 100%			金額	
	金額	R7.10.1 現在人口※	金額			
木津川市	千円 415	人 79,080	千円 0	千円 415	千円 0	千円 415
笠置町	415	1,040	0	415	0	415
和束町	415	3,301	0	415	0	415
精華町	415	35,822	0	415	0	415
南山城村	414	2,336	0	414	0	414
合計	2,074	121,579	0	2,074	0	2,074

※人口割は、令和7年10月1日現在を用いて算出している。

令和8年度 規約第3条 (2) 相楽会館市町村分担金割当表
(相楽会館分)

区分 市町村名	固定的経費			運営的経費	合計	
	共通経費分	直接経費分		人口割 100%		
	市町村割 100%	人口割 100%				
	金額	R7.10.1 現在人口※	金額	小計		金額
木津川市	千円 375	人 79,080	千円 0	千円 375	千円 0	千円 375
笠置町	375	1,040	0	375	0	375
和束町	374	3,301	0	374	0	374
精華町	374	35,822	0	374	0	374
南山城村	374	2,336	0	374	0	374
合計	1,872	121,579	0	1,872	0	1,872

※人口割は、令和7年10月1日現在を用いて算出している。

令和8年度 規約第3条 (2) 建替経費市町村事業費及び分担金割当表
(建替経費全体分)

区分 市町村名	建替経費				合 計		
	市町村割 10%	人口割 90%		令和7年度 起債償還額	うち 組合起債額	分担金納付額	
	金 額	R7.10.1 現在人口※	金 額	金 額			
木津川市	千円 7,784	人 79,080	千円 227,830	千円 1,678	千円 237,292	千円 175,876	千円 61,416
笠置町	7,784	1,040	2,997	23	10,804	3,260	7,544
和束町	7,784	3,301	9,512	38	17,334	5,230	12,104
精華町	7,783	35,822	103,203	796	111,782	82,847	28,935
南山城村	7,783	2,336	6,724	31	14,538	4,387	10,151
合 計	38,918	121,579	350,266	2,566	391,750	271,600	120,150

※人口割は、令和7年10月1日現在を用いて算出している。

令和8年度 規約第3条(3)及び(4)し尿処理市町村分担金割当表

区分 市町村名	固定的経費						運営的経費		合計
	令和3年度 計画処理量割 50%			令和3年度からの 搬入量実績割 50%		小計	搬入量実績割 100%		
	計画 処理量	比率	金額	R3.4~R7.9 搬入量	金額		R7.1~R7.9 搬入量※	金額	
木津川市	k1 20.4	% 60.00	千円 14,449	k1 30,629.8	千円 12,962	千円 27,411	k1 4,947.9	千円 66,066	千円 93,477
笠置町	3.8	11.18	2,692	5,693.5	2,410	5,102	870.6	11,624	16,726
和束町	4.3	12.65	3,046	7,746.4	3,278	6,324	1,249.8	16,688	23,012
精華町	2.3	6.76	1,628	4,673.2	1,978	3,606	786.7	10,504	14,110
南山城村	3.2	9.41	2,266	8,157.7	3,452	5,718	1,364.3	18,217	23,935
合計	34.0	100.00	24,081	56,900.6	24,080	48,161	9,219.3	123,099	171,260

※搬入量の実績は、令和7年1月から令和7年9月までの実績を用いて算出している。

令和8年度 し尿処理（特例（収支不足分））市町村分担金割当表

区分 市町村名	金額※	備考
木津川市	千円 30	令和7年度と同水準とする。
笠置町	0	
和束町	10	令和7年度と同水準とする。
精華町	66	令和7年度と同水準とする。
南山城村	0	
合計	106	

※令和8年度についても、委託料は発生しないが、し尿くみ取り手数料の改定により現行のし尿くみ取り券とともに過去のくみ取り券の還付金が発生すると見込む。

令和8年度 規約第3条 (5) 消費生活センター市町村分担金割当表

区分 市町村名	固定的経費				運営的経費				合計
	共通経費分	直接経費分		小計	人口割 50%	相談件数割 50%		小計	
	市町村割 100%	人口割 100%			金額	R7.1~R7.9 相談件数 実績※	金額		
	金額	R7.10.1 現在人口※	金額			金額			
木津川市	千円 1,659	人 79,080	千円 484	千円 2,143	千円 3,464	件 310	千円 3,349	千円 6,813	千円 8,956
笠置町	1,658	1,040	7	1,665	46	2	22	68	1,733
和束町	1,658	3,301	20	1,678	145	11	119	264	1,942
精華町	1,658	35,822	219	1,877	1,569	160	1,728	3,297	5,174
南山城村	1,658	2,336	14	1,672	102	10	108	210	1,882
合計	8,291	121,579	744	9,035	5,326	493	5,326	10,652	19,687

※人口割は、令和7年10月1日現在を用いて算出している。

相談件数実績は、令和7年1月から令和7年9月までの実績を用いて算出している。

令和8年度 規約第3条 (5) 消費生活センター市町村分担金割当表
 (参考：府補助金充当の状況)

区分 市町村名	固 定 的 経 費			運 営 的 経 費			合 計		
	事業費 総 額 (①)	府補助金 (②)	差 引 (③) ①-②	事業費 総 額 (④)	府補助金 (⑤)	差 引 (⑥) ④-⑤	事業費 総 額 (⑦)	府補助金 (⑧)	差 引 (⑨) ⑦-⑧
木津川市	千円 2,165	千円 22	千円 2,143	千円 9,615	千円 2,802	千円 6,813	千円 11,780	千円 2,824	千円 8,956
笠置町	1,682	17	1,665	96	28	68	1,778	45	1,733
和束町	1,696	18	1,678	372	108	264	2,068	126	1,942
精華町	1,897	20	1,877	4,653	1,356	3,297	6,550	1,376	5,174
南山城村	1,689	17	1,672	297	87	210	1,986	104	1,882
合 計	9,129	94	9,035	15,033	4,381	10,652	24,162	4,475	19,687

令和8年度 規約第3条 (6) 休日応急診療所市町村分担金割当表

区分 市町村名	固定的経費				運営的経費				合計
	共通経費分		直接経費分		人口割 50%	受診者数割 50%		小計	
	市町村割 100%		人口割 100%			金額	R7.1~R7.9 受診者数実績 ※		
	金額	R7.10.1 現在人口※	金額	小計	金額		金額	金額	
木津川市	千円 1,659	人 79,080	千円 981	千円 2,640	千円 3,606	人 540	千円 4,403	千円 8,009	千円 10,649
笠置町	1,658	1,040	13	1,671	47	3	24	71	1,742
和束町	1,658	3,301	41	1,699	151	13	106	257	1,956
精華町	1,658	35,822	445	2,103	1,633	118	962	2,595	4,698
南山城村	1,658	2,336	29	1,687	107	6	49	156	1,843
合計	8,291	121,579	1,509	9,800	5,544	680	5,544	11,088	20,888

※人口割は、令和7年10月1日現在を用いて算出している。

受診者数実績は、令和7年1月から令和7年9月までの実績を用いて算出している。

令和7・8年度 分担金一覧表（当初予算比較）

単位:千円/%

種別 市町村名	連絡調整(旧広域圏)				相 楽 会 館				建 替 経 費			
	R8年度 (A)	R7年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(B)×100	R8年度 (A)	R7年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(B)×100	R8年度 (A)	R7年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(B)×100
木津川市	415	387	28	7.2	375	530	△ 155	△ 29.2	61,416	22,480	38,936	173.2
笠置町	415	387	28	7.2	375	389	△ 14	△ 3.6	7,544	3,234	4,310	133.3
和東町	415	386	29	7.5	374	392	△ 18	△ 4.6	12,104	5,207	6,897	132.5
精華町	415	386	29	7.5	374	451	△ 77	△ 17.1	28,935	10,667	18,268	171.3
南山城村	414	386	28	7.3	374	391	△ 17	△ 4.3	10,151	4,355	5,796	133.1
合 計	2,074	1,932	142	7.3	1,872	2,153	△ 281	△ 13.1	120,150	45,943	74,207	161.5
種別 市町村名	し尿処理				し尿処理(特例(収支不足分))				消費生活センター			
	R8年度 (A)	R7年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(B)×100	R8年度 (A)	R7年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(B)×100	R8年度 (A)	R7年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(B)×100
木津川市	93,477	83,990	9,487	11.3	30	30	0	0.0	8,956	8,943	13	0.1
笠置町	16,726	15,421	1,305	8.5	0	0	0	0.0	1,733	1,645	88	5.3
和東町	23,012	20,638	2,374	11.5	10	10	0	0.0	1,942	1,827	115	6.3
精華町	14,110	12,090	2,020	16.7	66	66	0	0.0	5,174	4,856	318	6.5
南山城村	23,935	21,423	2,512	11.7	0	0	0	0.0	1,882	1,787	95	5.3
合 計	171,260	153,562	17,698	11.5	106	106	0	0.0	19,687	19,058	629	3.3
種別 市町村名	休日応急診療所				分担金合計							
	R8年度 (A)	R7年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(B)×100	R8年度 (A)	R7年度 (B)	増減額 (C)	増減率 (C)/(B)×100				
木津川市	10,649	8,112	2,537	31.3	175,318	124,472	50,846	40.8				
笠置町	1,742	1,618	124	7.7	28,535	22,694	5,841	25.7				
和東町	1,956	1,778	178	10.0	39,813	30,238	9,575	31.7				
精華町	4,698	4,050	648	16.0	53,772	32,566	21,206	65.1				
南山城村	1,843	1,681	162	9.6	38,599	30,023	8,576	28.6				
合 計	20,888	17,239	3,649	21.2	336,037	239,993	96,044	40.0				

